

e チケット取扱規則

第1章 総則

第1条 目的

この規則は、山城ヤサカ交通株式会社の運送約款（以下「運行事業者運送約款」という。）及び乗合自動車運送約款取扱規則に基づき、京田辺スマートモビリティ（愛称：たなモビ）（以下「本サービス」という。）の乗合旅客運送で 사용할 ことができるモバイル端末を用いた電子式証票（以下「e チケット」という。）の取扱い、運賃及びその発売等に関して必要な事項を定め、旅客の利便性向上を図ることを目的とする。

第2条 適用範囲

1. e チケットによる、本サービスの乗合旅客運送については、この規則の定めるところによる。
2. この規則に定めのない事項については、運行事業者運送約款及び乗合自動車運送約款取扱規則の規定による。
3. e チケットの発売条件等については、第3条第2号に規定するシステム運営者が定める規約等による。ただし、当該規約等と本規則との間に矛盾又は抵触がある場合は、本規則が優先する。

第3条 用語の意義

この規則における主な用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

1. 「モバイル端末」とは、電子式証票の購入、乗車予約、電子式証票を画面上に表示することができるスマートフォン等の情報端末をいう。
2. 「システム運営者」とは、本サービスに関する予約、決済、e チケットの発売、管理又は表示のためのシステムを運営する者をいう。
3. 「販売システム」とは、システム運営者がオンラインで運営する e チケットの販売機能を備えた予約アプリ、Web サイト又は LINE ミニアプリをいう。
4. 「乗車券情報」とは、適用金額、残高情報、利用履歴及び日付についての情報をいう。

第4条 運賃及び料金の支払い

e チケットの運賃及び料金は、システム運営者が定める方法で支払うことができる。

第5条 契約の成立時期

1. e チケットは、別段の定めがない限り、旅客がシステム運営者の定める方法に従って購入の申込みを行い、当該システム運営者から乗車券情報が送信され、又は販売システム上に購入完了の表示がされた時に発行され、売買契約が成立するものとする。
2. e チケットによる旅客運送の契約は、乗車のときに成立するものとする。

第6条 旅客の同意

e チケットの購入に際し、旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定のみならず、システム運営者が定める規約等を承認し、かつ、これらに同意したものとする。

第7条 発売場所

1. e チケットは、販売システムにおいて発売する。

2. 本サービスの乗合旅客運送で使用可能な販売システムの名称及びシステム運営者名は、別表1のとおりとする。

第8条 特別の e チケットの発売

1. この規則の規定にかかわらず、特別の運送条件、発売場所、発売日、効力及び特殊取扱いに関する事項等（以下「特別の運送条件等」という。）を定めた e チケットを発売することができる。

2. 特別の運送条件等については、その都度本サービスにおいて定め、e チケットに記載し、又は販売システム内において掲載する。

第9条 払戻し

1. e チケットは、旅客の都合による場合は、未使用であるか否か及び残高の有無にかかわらず、払戻しを行わない。この取扱いは、本 e チケットが第8条に規定する特別の運送条件等を定めたものであり、別表2に定める割引後の販売運賃で発売されることを前提とするものである。

2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、システム運営者が定める方法により、払戻し又はこれに代わる措置を行う。この場合において、手数料は徴収しない。

（1）当初予定していた運行期間を短縮して運行を休止し、又は廃止すること等により、当初定めた有効期限まで相当の期間を残して e チケットを使用できなくなったとき（この場合の取扱いは、第10条の定めによる。）

（2）本サービス、運行事業者又はシステム運営者の責めに帰すべき事由により、e チケットの正常な使用ができないとき

3. 前項第2号の場合においては、有効期限の延長、同額の残高の再付与その他の代替措置をもって払戻しに代えることができる。当該代替措置によることができない場合に限り、当該 e チケットの販売運賃額を上限として払い戻すものとする。

4. 二重決済その他の決済処理上の誤りにより過大な請求が生じた場合は、前各項の払戻しによらず、システム運営者が定める決済の取消しにより処理する。

5. 本条に定める払戻しの取扱いは、旅客が e チケットの購入手続を完了する前に、販売システム上において明示するものとする。

第10条 販売システムの変更等における特殊取扱い

1. この規則の規定にかかわらず、販売システムの変更及び廃止を行う場合並びに当該販売システムにおいて利用できるサービスの変更、中断及び終了等が生じる場合は、本サービスにおいて e チケットの取扱いについて特別の運送条件等を定めることがある。

2. 前項の特別の運送条件等については、その都度本サービスにおいて定める。

3. 前2項の場合において、特別の運送条件等を適用しようとする日の少なくとも7日前に次の各号に掲げる事項を京田辺市ホームページ、関係の営業所等、車内又は当該販売システムにおいて掲示若しくは掲載するものとする。

（1）特別の運送条件等を適用する期間

（2）特別の運送条件等の内容

4. 第1項の場合において、既に発売した e チケットを無効とするときは、無効とする日の少なくとも1か月前に次に掲げる事項を京田辺市ホームページ、関係の営業所等、車内又は当該販売システムにおいて掲示若しくは掲載するものとする。

（１）e チケットを無効とする日

（２）e チケットを無効とする日以降で、指定する期間に限り払戻しをする旨

５．前項の無効となった e チケットは、旅客の請求により、前項の期間内において、払戻しの取扱いを行う。払戻し方法は、システム運営者が指定する方法によるものとする。

第 2 章 使用

第 11 条 使用方法及び適用運賃

１．e チケットは、旅客が乗車の際、運行事業者の係員又は乗務員に呈示することで使用することができる。なお、e チケットにおいて適用される運賃は別表 2 のとおりとする。

２．旅客は、運行事業者の係員又は乗務員から請求があった場合は、乗車券情報を提示し、検査を受けなければならない。

３．旅客が、同行者を含めて同時に乗車予約をした場合、当該同行者の運賃の支払いに e チケットが適用される。

４．乗車運賃が e チケット残高より大きい場合、e チケット以外の方法で差額を精算する。

第 12 条 分配

旅客は、購入した e チケットを他人に分配することができない。

第 13 条 効力

１．e チケットを第 11 条第 1 項の規定により使用する場合は、旅客が使用できる e チケットを保有するアカウントから乗車予約がなされた場合に限り、有効とする。

２．e チケットは、乗車券情報の内容に従って使用することができる。

３．旅客は、モバイル端末の故障、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスの状態不安定その他本サービス又は運行事業者の責めに帰すべき事由によらず、e チケットを保有するアカウントを用いた予約がなされた場合のみ、e チケットを使用できる。

第 14 条 乗車券情報等の確認

旅客は、システム運営者が定める方法により、購入した e チケットの乗車券情報をモバイル端末で確認することができる。

第 15 条 使用上の制限事項

１．偽造、変造、複製若しくは不正に作成され、又は不正に取得された e チケットは、使用することができない。

２．旅客は、e チケットを購入したアカウントと異なるアカウントで、e チケットを使用することはできない。

３．前項の規定は、本サービス及びシステム運営者が認める場合はこの限りではない。

第 16 条 e チケット利用にかかる通信費用

旅客は、e チケットの利用にあたり必要なモバイル端末、ソフトウェア、電気通信提供事業者から受ける通信サービス及びその他必要となる設備を自らの責任において準備、維持し、e チケットの使用にあたって必要となる通信費等を負担するものとする。

第 17 条 免責事項

１．e チケットは、次の各号の一に該当する場合は、使用できないことがある。なお、その場合

に生じた損害について、本サービス及び運行事業者は一切の責任を負わない。

（１）モバイル端末に不具合が生じた場合や電気通信事業者から受ける通信サービスが制限された場合

（２）メンテナンス等の事情により、システム運営者が予告したうえで、e チケットの取扱を制限又は停止する場合

（３）事業主体・運行事業者及びシステム運営者の過失がない事由により、e チケットの取扱を制限又は停止する場合

（４）販売システムにおける会員登録が退会等により抹消された場合。

２．前項にかかわらず、前項第３号に該当する場合は、正常な使用に制限が生じた e チケット又は e チケットの正常な使用に制限が生じたことに起因して旅客が支払った運賃について、本サービスにおいて必要と認めた場合に限り、当該 e チケットの発売額を上限として補償することがある。

３．e チケットの紛失、盗難、詐取、横領等があったときにおいて、当該 e チケットの使用等で生じた損害については、本サービス及び運行事業者はその責を負わないものとする。

第 3 章 無効

第 18 条 無効となる場合等

e チケットは次の各号の一に該当する場合は無効とする。

（１）偽造、変造、複製及び不正に作成された e チケットを使用したとき又は使用しようとしたとき

（２）使用資格を限定した e チケットをその資格を有しない旅客が使用したとき

（３）e チケットをその使用条件に基づかないで使用したとき

（４）その他、e チケットを不正乗車の手段として使用したとき

第 19 条 不正使用等の旅客に対する割増運賃の徴収

前条の規定により e チケットを無効とした場合は、普通運賃及び割増運賃を徴収する。徴収する額は、運行事業者運送約款の規定を準用する。

別表 1 販売システム及び運営者（第 7 条関係）

販売システムの名称	システム運営者名
Stripe	Stripe, Inc.

別表 2 e チケットの種類、運賃及び効力等（第 9 条、第 10 条、第 11 条関係）

券種（残高）	販売運賃	払戻し手数料	効力・有効期限等
3,200 円分 残高	2,400 円	旅客都合による払戻し不可 ※第 9 条のとおり（同条第 2 項の例外に該当する場合は手数料無料）	2027 年 1 月 31 日利用分まで有効